

OTK 支えるる

No.53

大阪府重症心身障害児・者を支える会
全国重症心身障害児(者)を守る会
大阪支部

守る会三原則

- ★決して争ってはいけません。争いの中
- ★親個人がいかなる主張主張があつても、重症心身障害児(者)運動に参加する者は、党派を超えて、一人ももれ無く守る
- ★最も弱いものを一人ももれ無く守る

「ケアホーム」で重度の障害者は暮らせるのか？



最近、支所の事務局がある阿倍野区内にある重度の障害者が利用しているグループホームがその看板を降ろされたそうぞ。平成十五年四月に施行された支援費制度により居宅サービスを提供しながら重い障害の方が利用できるものとして、本人並びに家族の方々にっては一つの光明ともいえるものだったわけですが、長くは続かなかったということになりました。

本年四月より施行された障害者自立支援法の中で、ケアホーム(共同生活介護)という形態が示されましたが、ケアホームの収入は、例えば、障害認定区分6の人が4人で暮らす場合、年間約850万円(地域によって違)で、スタッフは、サビ管理責任者1名(多くは兼任)、世話人1名、生活支援員2名ということですが、果たして常勤スタッフをどれくらい雇用出来るのか、非常勤であったとしても重度の知的障害等がある方々を支えるためには、介護の支援だけでは、細かい日常の判断や調整が不可欠であると思います。夜勤の体制(土日祝日も含めて)をどのようにすれば、障害程度区分6のような重度の方を前述のような体

制の中で支えていけるのでしょうか。

障害福祉に携わっている者なら、恐らく、現在示されている体制では困難であると感じていらっしゃるでしょう。自立支援法に示す「ケアホーム」とは、一体どのようなものなのでしょうか、敢えて云うなら障害程度区分6という障害の方とはどのような状態の方だイメージされているのでしょうか。

「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします」という自立支援法のパンフレットに書かれていることごとく、現在、重度の障害者が直面している状況は余りにかけ離れているように思えてなりません。せめて、ケアホームは重度の障害のある方の生活の場となれるのかという問いに対して、厚生労働省はその責任として、具体的な内容をもて答えていただきたいと思います。今回の自立支援法が、経費を減らすだけの施策に終焉するペールをかけたというだけという指摘を耳にするとき、その言葉を打ち消すだけの材料が私達には見つからないのが現状です。



「要望書」についての懇談会」報告

去る九月十二日に大阪府、二十八日に大阪市の懇談会をもちました。十月一日より本格的に障害者自立支援法がスタートし、行政の方々も忙しく大変でしたが、重症心身障害児者の現状を理解し頂くために、担当の方々と話し合いました。大阪府は「意見交換の場」ということで、要望の主旨、背景を理解する上で話を聞き、後日、文書で回答する」とのことでした。

- ・ 上限、個別減免がある。必要なものについては国でなされるべきである。府としても国に要望を出している。負担上限額については実態を調査し国が考えるべきである。
- ・ 国は財政的な負担を考え、制度を持続させる主旨であるので、応益負担への考え方は変えないのではないが、軽減策の内容については検討する方が現実的ではないか。
- ・ 制度の矛盾に対して意見を頂きたい。

府は、身体的には全介助であるが社会性・対人関係には問題ない方が同じケアでは扱って過ぎます。

3. 訪問看護については、医療の分野であるのに「重度障害者医療費助成事業」の対象になっていません。自己負担が重くなるのかについています。医療ケアが必要な方が地域で暮らし続けるため、家族の負担に対する支援を考えると頂きたいと思っています。

1. 支える会では「障害が重ければ(多く)サービスを使い、負担が重くなる(多く)支払」という考え方が、根本的に間違っているとの主旨で今回の制度改革について訴えてきました。負担そのものに反対しているというより、重い障害の方が多くのサービスを使うのは当たり前で、その分負担が多くなる仕組みには納得出来ません。重い障害はその人の罪ではありません。考え方のものに反対してきました。介護保険とのすり合わせという既定路線の進み方に、生きていくことそのものが問われるそうです。

2. 支給量決定に際しては、区分認定によって現状の生活水準が維持できなくなるケースが出てきています。

介護保険を使っているような調査項目は障害児・者の実態には当てはまりません。調査項目自体に問題があります。知的最重度で社会性に問題があるが身体障害がない方と、

府は、重度障害者訪問看護の費用は健康保険法に基づき支払われるので、その負担は本来3割である。介護保険実施に伴い、老人訪問看護の費用負担が1割になったのに合わせて大阪府では、重度障害者訪問看護利用助成事業を行い負担が割になるよう、府が割、市町村が一割(していない市町村もある)助成している

府は、

・ホームヘルパーを利用することができるようになった(福祉型施設のみで医療型施設の方は利用できません)。

・ガイドヘルパーの利用は、地域生活支援事業になり、市町村の判断に委ねられている。

・医療的ケアが必要な方が緊急時に安心して預けられるショートステイは、在宅生活を続ける上でも頼れる社会的資源です。

10、最重度の施設入所者は、障害の際のサポートの必要性が高いと思われまます。

府は、

・重症心身障害児施設で対応する。療護施設でも受け入れをお願いしている。

・国に対して事業所が取り組みやすいよう単価設定を上げるよう要望している。

・府下の重症児施設の稼働率を上げるよう指導している。

との回答でした。府下に2カ所しかない重症心身障害児施設が医療的ケアの必要な方にとって機能しているようには思えません。

ショートステイ報酬単価

区分1…	4,900
区分2…	4,900
区分3…	6,242
区分4…	6,242
区分5…	7,577
区分6…	8,900
医療型…	1,400

1, 4,000(その他の人)

・訪問看護利用補助金はすでに重度障害者訪問看護利用補助事業でなされている。それらの制度へ働きかけていただきたい。

・重い医療的ケアがあるために訪問看護を利用せざるを得ない超重症児者の、訪問看護利用料軽減と内容の充実を引きつづき訴えていきます。

4、意思表示が困難な重度の障害者はオムツが必要で。支給対象者は、3歳までに発症していることが条件になっている。

府は、

・概ね、今までの基準です。

平成18年10月より日常生活用具に切り替わり、市町村の裁量で支給できるようになった。

とのお話しでしたが、障害の内容が重症心身障害児者と同じであるのに使えない制度になっています。従前の仕組みをかえるつもりがないところが多いです(支給する市町村もあります)。

5、大阪府下の重症心身障害児施設における医療的な取り組みについては、安心して利用できるようにお願いし続けてきました。

府は、

・必要人員の確保、スタッフの多様な研修を行うよう指導している。

・他の医療機関とタイアップし、協力をする。

回答について、少なくとも重症児特有の医療についてはより専門性をもってほしいと思います。他の医療機関に頼る体制では安心して利用出来ません。

6、大阪府は地域の学校への看護師配置を国に要望し、府独自の補助事業として医療ケア体制を推進しています。13市26校、37名の看護師派遣)。通の付き添い(通保)は学校市町村の判断によることです。

7、知的障害施設では処遇困難な方々は、国立病院の指定医療機関や公法人立の重症心身障害児施設等に動く重症児などと呼ばれ多数入所しています。府は、今後どのような支援策を考えているのか常にか話し合ってきました。

府は、

・国は、日中活動一居住系の入所者は平成二十三年末までに21%削減するという方針である。

8、

「支える会」では「重症心身障害児者介護人養成講座」を継続して開講しています。介護の現場で重心に対応できるヘルパーが増えることを願っています。

府は、

・介護に、知識と力量がいると承知、「障害者ホームヘルパー養成研修」を実施中である。

9、行動面で問題を抱える方(多くは自閉症の障害がある)への対応は、まず障害特性を正しく理解することが大切で、関わる人すべてが専門性を持つてほしいと思います。

府は、

・行動支援に対応できる専門スタッフの養成研修を予定しているところである。(大阪府平成18年度新規事業)

10、

という回答で、要するの言葉が正確に伝わっていないかたようです。

身辺自立によう手厚い介護が必要で、強度行動障害のスコアも高く、更に小児科・内科的にも精神的にも継続した医療の問題を抱えて、知的障害施設では受け入れられない方がいます。そのような方々の受け皿、社会的資源がありません。遠く他府県の施設に入所している人の問題を早く解決してほしいです。

日頃の疲れを癒して明日からもまた、
重症児者の方々とその御家族とヘルパー
さん達との交流と親交を深める機会にしませんか

日 時: 平成19年1月27日(土)
12:00~14:00(受付11:00より)

場 所: 太閤園3F ダイアモンドホール
大阪府都島区綱島町9-10 TEL06(6356)1110

参加費: 1,500円
申込み: 「支える会」事務局までお願いします。
(参加費を添えてお申し込み下さい)

「支える会」入会のご案内

大阪府重症心身障害児・者を支える会(全国重症心身障害児(者)を守る会大阪支部)への入会についてご案内

- 【個人会員】
- ◎年会費 8,400円
 - 本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む
 - ◎年会費 3,600円
 - 本会「支える」発行購読料含む

- 【法人・団体会員】
- ◎年会費 10,000(1口)
 - 本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む

- 【協会員】
- ◎年会費 3,000円(1口)
 - (運営資金の協会員)
 - 本会「支える」発行購読料含む

☆申込み・問い合わせは事務局までお願いします。

平成18年度ブロック専門部会長会議報告

去る9月16・17日、東京本部において、平成18年度専門部会長会議(在宅部会、国立施設部会、重症児施設部会、母親部会の4部会)が開催されました。

在宅部会では、全国のブロック部会長から在宅会員の抱える問題や今後の課題の報告がありました。どの地域にも共通のニーズが多くあり、ただ、足りないというだけでなく、しっかりと声を上げて訴え、施策として実現していかなければならないと話し合われました。

医療ケアを必要とする重症児者にとって重症児施設と、それに付帯する在宅支援事業は本当に大切なものであるということが共通理解でした。

専門部会別討議

ブロック在宅部会活動報告書から

- * 自立支援法施行が性急で利用者はよく理解できないでいる。
- * 障害程度区分認定が適性に判定されるのか不安がある。
- * 自立支援法施行で学齢期前の児童福祉施設の利用料が1割負担になり、4～5倍になる。
- * 軽減策に地域格差が大きい。
- * サービスの地域格差問題。使いたいサービスが地方では使えない。
- * 新制度の下、親亡き後在宅重心はどこへ託すのか。
- * 在宅、施設を比較すると差が大きい。是正するには在宅対策を見直すべきだ。
- * ショートステイについて
 - 日帰りショートステイがなくなり、日中一時支援事業となるがこれまでと同じく利用できるか不安
 - 日中ショートステイの移行先が生活介護では、看護師がいないので困る。
 - 医療的ケアがある場合、重症児施設でも受け入れが限られるのは困る。
 - 緊急時の受け入れを確保してほしい。
- * 重心の人が通っていた作業所やデイサービスが10人未満のため、新制度への移行が厳しい。
- * 限られた補助金による地域活動センターでは重心の受け入れは難しく、重度加算をしてほしい
- * 家庭介護の時間をヘルパー換算で申請できるようにしてほしい。
- * 超重症児者の在宅生活の支援策を考えてほしい。
- * 入院時付き添い支援をしてほしい(ヘルパー制度見守りの利用)
- * 重症児者に対応できる介護人の養成をしてほしい。
- * 医療費の自己負担が増え、今後への不安がある。
- * 通園事業B型の継続拡大をしてほしい。
- * 通園通学に送迎サービスが使えない。
- * 訪問教育になっている人が、学校に看護師等必要な専門職が配置されることによって通学が可能になる。保護者が付き添いせずに通学したい。
- * 養護学校の遠足等校外活動に看護師同行してほしい。
- * 補装具の償還払い困る。
- * 制度利用者と事業者のモラルを問う。
- * A型通園事業は、在宅重症児者の生活を支える柱です。いい形でつないでいて欲しい。
- * 訪問看護がもっと使えるようにしてほしい。費用負担が大きい。
- * 重心の人の移動支援に、安価に車が使えるように施策がほしい。
- * 在宅生活を続けるためには医療のある施設のバックアップが必要不可欠だ。

平成18年度

「重症心身障害児者介護人養成講座 (基礎コース12月)」のご案内

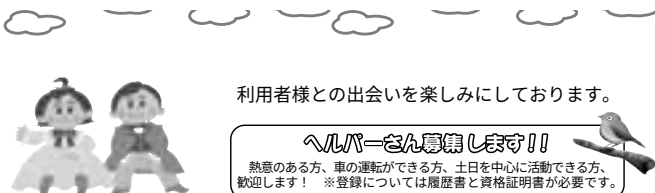
本講座は重症心身障害児者の理解と、演習を含めた実践的な講習会になっています。重度の障害がある方への対応に際し、大いに役立つものと確信致しております。

- 内容：
- ・言語聴覚士による食事介助の理論と実技演習
 - ・小児神経科医による医学的理解
 - ・理学療法士等によるグループ別実技演習

● 日程(全3日間) 平成18年 12月2・3・9日

月 日	時 間	講 師	場 所
12月2日(土)	10:30 ～16:30	岸本 眞氏 (河崎医療技術専門学校-理学療法士)他	アビ大阪 錦
12月3日(日)	10:30 ～16:30	岸本 眞氏 (河崎医療技術専門学校-理学療法士)他	アビ大阪 錦
12月9日(土)	10:30 ～12:30	吉田(すけ)氏(言語聴覚士)	府立青少年会館 第6会議室
	13:30 ～15:30	藤井 建一氏(国原総合病院小児科Dr)	

- 定 員 50名(全3日間受講可能な方)
- 受 講 費 5,000円(テキスト、教材等を含む)
- 申 込 み 申込書に必要事項記入の上、郵送、FAXで事務局へ申し込んでいただき、現金又は振込で受講費を納付下さい。ご入金確認後受講票を送付いたします。ただし、定員に達した場合は、お断りすることがあります。 ※申込み受付決定後は返金できません。
- 問合せ先 〒455-0021
大阪市阿倍野区阪南町5-15-28 育徳コミュニティセンター内
特定非営利活動法人 大阪府重症心身障害児者を支える会事務局
TEL 06-6624-2555 FAX 06-6624-2556
E-mail:osaka@sasaeru.or.jp



利用者様との出会いを楽しみにしております。

ヘルパーさん募集します!!

熱意のある方、車の運転ができる方、土日を中心に活動できる方、歓迎します! ※登録については履歴書と資格証明書が必要です。

大阪市事業所 特定非営利活動法人大阪府重症心身障害児者を支える会

事業内容：身体介護 家事援助 移動支援 日常生活支援 (月曜日～日曜日 0時～24時)
受付時間：9時30分～17時30分
主たる活動地域：阿倍野区 平野区 東住吉区 住吉区 中央区 天王寺区
浪速区 城東区 住之江区

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町5-15-28 育徳コミュニティセンター内
TEL：06-6624-2555 FAX：06-6624-2556

泉佐野事業所 支える会泉佐野居宅介護事業所

事業内容：身体介護 家事援助 移動支援 日常生活支援 (月曜日～日曜日 0時～24時)
受付時間：9時～18時
〒598-0002 大阪府泉佐野市中庄1522-1
TEL：0724-63-2297 FAX：0724-63-2454

